

## 資料1 これまでの経緯

	概 要	対象/会議名
推計報告	令和4年7月、児童生徒数推計調査業務委託において原小学校が令和10年に55学級（1,813人）となると中間報告があった。	教育委員会
対応方針の議論	令和4年8月及び10月、印西市学校適正配置審議会に原小学校区における施設教室数不足の対応案を報告し、意見をいただく。 ※対応案は①、②参照	印西市 学校適正配置 審議会
保護者の方々との意見交換	令和4年11月から12月にかけて、原小学校保護者と教職員の会代表に市の対応方針を説明し、ご意見をいただく。 令和5年1月、原小学校保護者を対象に説明会を開催した。 令和5年7月、原小学校保護者を対象に経過報告会を開催した。 ※保護者意見から採用した対応策は③参照。	保護者及び 学区内4-5歳児 の保護者
有識者との意見交換	令和5年11月、令和5年第1回総合教育会議において「第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）」の概要説明を行う。あわせて、原小学校の大規模校化の対応について意見交換を行った。	市長及び 教育委員
増築等の対応	令和6年度 第2校庭供用開始。 高花・いには野・本埜小学校学区外就学開始。 スクールバスの運行開始。 令和7年度 第3期増築棟供用開始（予定）	原小学校

### 【参考】

#### ①印西市学校適正配置審議会において検討した対応案（全6案）

- ・案1 原小学校敷地内への増築
- ・案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）
- ・案3 （旧）草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設
- ・案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）
- ・案5 原小学校区内への小学校の新設
- ・案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）

#### ②市の対応方針

検証を踏まえ、教育委員会では運動場面積の減少を一番の懸案事項として、学校適正配置審議会に「案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置」を提案し、承認を受けていたが、学年を分離してしまうことによる教育指導面や学校運営面への影響、通学における学校までの距離や児童の安全面について指摘があり、再考の結果、「案1 原小学校敷地内への増築」とした。

#### ③原小学校保護者と教職員の会代表と意見交換において採用した対応策

- ・第2校庭の整備及び道路横断時の警備員を配置
- ・学区外就学の通学手段としてスクールバスの運行
- ・中庭を憩いのスペースとして整備



**参考 原小学校区における施設教室数不足の対応案**

- 1 学校適正配置審議会により検討した対応案（全6案）
  - ・案1 原小学校敷地内への増築
  - ・案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）
  - ・案3 （旧）草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設
  - ・案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）
  - ・案5 原小学校区内への小学校の新設
  - ・案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）

2 対応案の検証

案1 原小学校敷地内への増築

(1) 概要

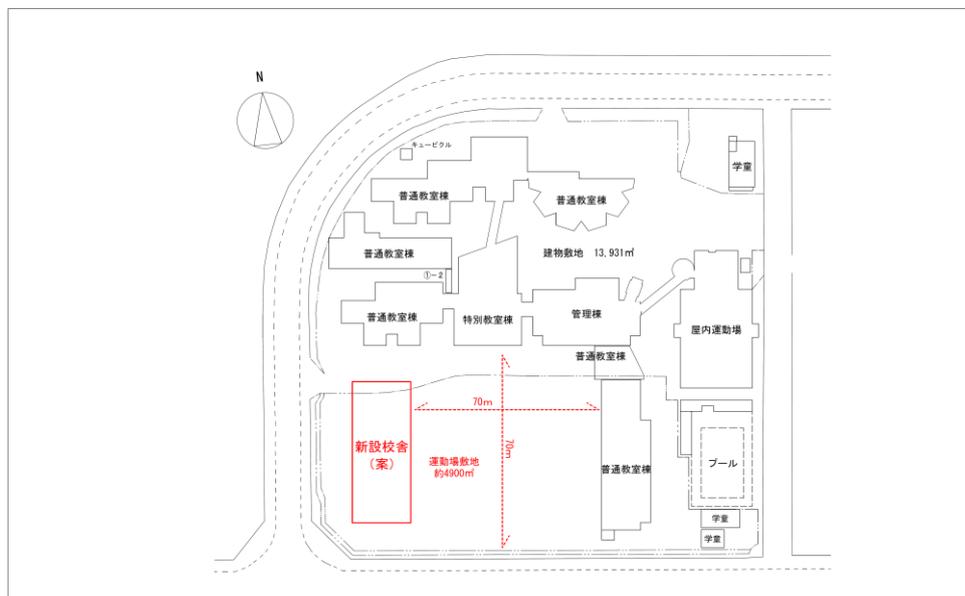
原小学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2) 対応案の検証

項目	内容
① 学校運営面	・増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約 4,900㎡となってしまふ。
② 通学面	・通学区域の変更を行わないため、通学路は変わらない。
③ 学校と地域との関係	・通学区域の変更を行わないため、これまでと同様に、学校と地域との関係が保たれる。
④ スケジュール	・令和4・5年度：設計 ・令和5・6年度：増築工事 ・令和7年4月1日：供用開始

原小学校



## 案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）

### （1）概要

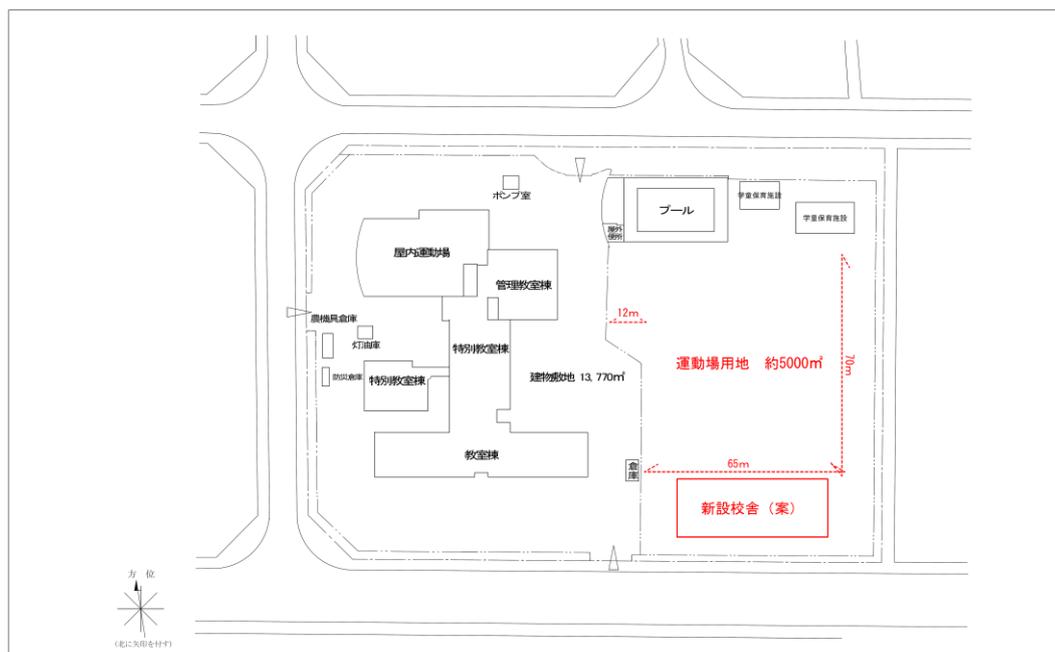
原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、原小学校区の一部の地域を西の原小学校区へ通学区域を変更し、その児童数を受け入れることができる施設教室数を確保するため、西の原小学校の敷地内に22教室程度の校舎を増築する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

### （2）対応案の検証

項目	内容
① 学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>原小学校区から約500名の児童が通学区域の変更の対象となる。</li> <li>増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約5,000㎡になってしまう。</li> </ul>
② 通学面	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道や信号機は既に整備されているが、原小学校に通学するより、<u>通学距離が長くなってしまいう児童が発生する。</u></li> <li>※原小学校から西の原小学校までの距離：約1km</li> </ul>
③ 学校と地域の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>原小学校と西の原小学校は中学校区が同じであるため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。</li> </ul>
④ スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4・5年度：設計</li> <li>令和5・6年度：増築工事</li> <li>令和7年4月1日：供用開始</li> </ul>

### 西の原小学校



### 案3 (旧)草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設

#### (1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、(旧)草深小学校用地に原小学校の児童の一部を受け入れる分校の校舎を建設する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

#### (2) 対応案の検証

校舎と屋内運動場の整備が必要となることから、運動場の面積が3,000㎡以下になってしまう。  
また、利用開始までに校舎等を整備するには、時間的余裕が無い。

### 案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置(高花小学校敷地内への増築)

#### (1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、高花小学校の余裕教室の活用及び高花小学校の敷地内に10教室程度の校舎を増築し、原小学校の児童の一部を受け入れる分校を設置する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

#### (2) 対応案の検証

項目	内容	
① 学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>原小学校の一部の学年を分校に受け入れることによって、原小学校の施設教室数の不足を回避することができる。</li> <li><u>学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸念される。</u></li> <li>バスターミナルを設置できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約6,600㎡になってしまう。</li> </ul>	
② 通学面	<ul style="list-style-type: none"> <li>原小学校から高花小学校までの距離が片道約2.5kmあること、地元ではない地域に通学することなどから、<u>スクールバス運行の検討が必要である。</u></li> <li>スクールバスを運行する場合、少なくとも18台以上用意する必要があり、また、バスターミナルの整備も必要となる。</li> <li>この台数のスクールバスを運行する場合、登下校の時間帯の交通に大きく影響するおそれがある。</li> </ul>	
③ 学校と地域の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>原小学校区の児童が他の地域に通学することになるため、<u>地域と学校のつながりが希薄になるおそれがある。</u></li> </ul>	
④ スケジュール	<増築工事> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4・5年度：設計</li> <li>令和5・6年度：増築工事</li> <li>令和7年4月1日：供用開始</li> </ul>	<スクールバス> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度：運行開始</li> </ul>

## 案5 原小学校区内への小学校の新設

### (1) 概要

原小学校区内に学校用地を取得し、小学校を新設する。

### (2) 対応案の検証

原小学校区内で、短期間に学校を建設できる用地を確保することはできない。

## 案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室<sup>(※1)</sup>の設置（西の原中学校敷地内への増築）

### (1) 概要

西の原中学校敷地内に40教室程度の校舎を増築し、原小学校の教室数が不足する令和7年度から令和13年度までの間、原小学校の4・6年生（4・6年生の学級数（R11ピーク時）：19学級）の児童<sup>(※2)</sup>を受け入れるための分教室を設置する。

また、西の原中学校敷地内に校舎を増築することにより、小学校と中学校の双方の対応を図ることができる。

※1 千葉市における対応事例（平成26年4月、千葉市立新宿小学校の過大規模校化への対応として、千葉市立新宿中学校敷地内に千葉市立新宿小学校分教室（6年生が使用）を開設）を参考とした。

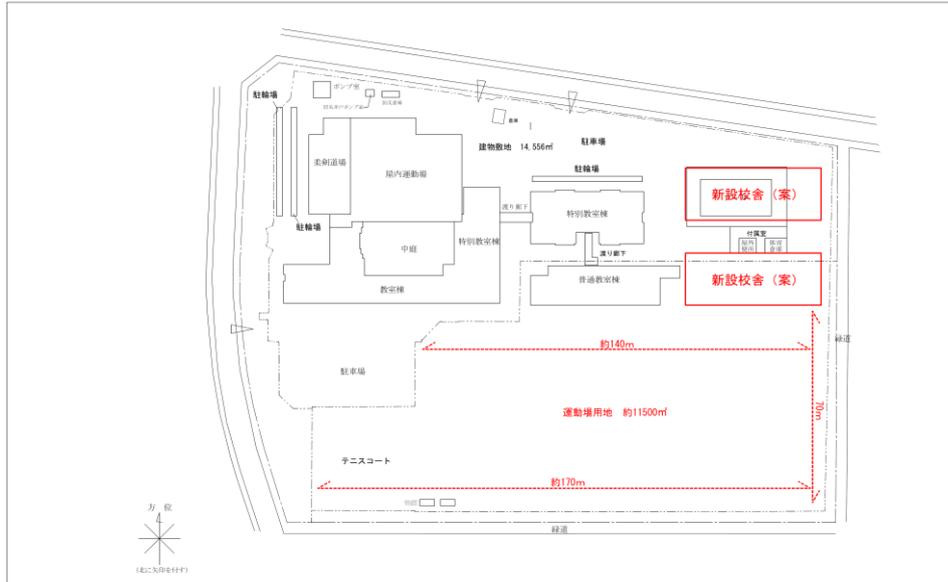
※2 分教室の対象学年について、中1ギャップの対応や本校・分教室における最高学年等を考慮し、4・6年生とした。

### (2) 対応案の検証

項目	内容
① 学校運営面	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸念される。</u></li><li>• 増築する場所について、1期工事は既存校舎の脇に増築し、2期工事は体育の授業や部活動等の影響を少なくするため、プールを解体し、その場所に増築することで、運動場への影響を最小限にできると考えるが、<u>プールを解体する必要があるため、中学生のプールの授業ができなくなる。</u></li><li>• 増築校舎は、原小学校の施設教室数の不足が解消されるまでの一定期間、分教室として使用し、施設教室数の不足が解消された後は、西の原中学校の校舎として活用できる。</li><li>• 西の原中学校に通う4・6年生は、中学生との交流を生かした教育を工夫することができる。</li></ul>
② 通学面	<ul style="list-style-type: none"><li>• 進学先の西の原中学校に通学することになるため、整備等は不要と考えるが、原小学校に通学するより、<u>通学距離が長くなってしまう児童が発生する。</u></li></ul> <p>※原小学校から西の原中学校までの距離：約1.1km</p>

③ 学校と地域の関係	・通学区域の変更を行わないため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。	
④ スケジュール	<1期工事> ・令和4・5年度：設計 ・令和5・6年度：増築工事 ・令和7年4月1日：供用開始	<2期工事> ・令和6年度：設計 ・令和7・8年度：増築工事 ・令和9年4月1日：供用開始

### 西の原中学校



原小学校における施設教室数不足の対応案一覧表

		施設整備規模		学校運営面				通学面		学校と地域の関係
		小学校	中学校	運動場面積	プール	児童の移動	学年の分離	原小からの距離 (通学距離)	ほか	
案1	原小学校敷地内への増築	20教室	20教室	△ 原小 約4,900㎡	○	0	○	○		○
案2	西の原小学校区への通学区域の変更	20教室 +2教室	20教室	△ 西の原小 約5,000㎡	○	500	○	△ 1km (最長2.4km)		○
案3	(旧)草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設	20教室 +屋内運動場	20教室	令和7年度までに校舎と屋内運動場を整備するには、時間的余裕が無い。						
案4	高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置	10教室 +バス ターミナル	20教室	△ 高花小 約6,600㎡	○	500	△ (2学年移動)	× 2.5km (最長3.9km)	スクール バス運行	×
案5	原小学校区内への小学校の設置	短期間に学校を建設できる用地を確保することはできない。								
案6	西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置	0教室	40教室 +プール解体	○	△ 西の原中 プールなし	500	△ (2学年移動)	△ 1.1km (最長2.5km)		○



## 分離新設シミュレーション（令和5年度推計に基づく）

新設校の学区を東の原1丁目・2丁目・3丁目とした場合のシミュレーションの結果は以下のとおり

## 原小学校

## 【現状】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
児童数（現状）	1185	1292	1419	1537	1601	1667	1680	1587	1452	1302	1176	1037	914	885	855	826
学級数（現状）	36	41	45	48	49	50	50	47	44	40	37	33	29	28	27	26

## 【シミュレーション】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
児童数（新設）	558	640	716	778	816	843	822	731	624	510	437	351	302	300	299	301
学級数（新設）	19	22	24	26	27	27	26	23	20	17	15	13	12	12	12	12
児童数（分離後）	627	652	703	759	785	824	858	856	828	792	739	686	612	585	556	525
学級数（分離後）	20	21	23	25	26	26	27	28	27	27	24	22	20	19	18	18

## 凡例

<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange;"></span>	過大規模校（31学級以上）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	大規模校（25～30学級）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue;"></span>	小規模校（11学級以下）

## 【今後の児童数の予測】

令和5年度推計結果では、「原小学校」は、令和16年度まで過大規模校（33学級）、令和10年度及び11年度にピーク（50学級）を迎え、令和17年度からは大規模校（29学級）に転ずる予測である。

仮に分離新設をすとして、新設校の通学区を「東の原地区」とした場合、「新設校」の通学区内の児童は令和6年度が適正規模校（22学級）、令和8年度から大規模校（26学級）となり、令和9年度及び10年度にピーク（27学級）を迎え、令和11年度まで大規模校（26学級）の状況が続くが、令和12年度からは適正規模校（23学級）となり、以降、減少が続く予測である（令和20年度で12学級）。

「分離後の原小学校」は、令和6年度が適正規模校（21学級）、令和8年度から大規模校（25学級）となり、令和12年度にピーク（28学級）を迎え、令和14年度まで大規模校（27学級）の状況は続くが、令和15年度からは適正規模校（24学級）となり、以降、減少が続く予測である（令和20年度で18学級）。

当該地区は草深原地区（市街化調整区域）に開発可能な土地が残されているが、近年開発が落ち着いていることから、令和20年度以降も引き続き減少傾向が続くものと予測される。

## 【課題】

大規模校化対策として学校敷地内に増築棟を建築したが、校庭面積が基準に満たなくなり、第2校庭を整備した。児童が第2校庭を利用するにあたり、県道千葉ニュータウン南環状線を横断するため、安全対策として警備員を2名配置しているが、同一学校敷地内で完結する他の学校とは異なる学校環境となっている。

また、令和6年度から実施している、「原小学校の大規模化に伴う通学区制度の弾力的運用」により学区外へ通学する児童は、令和6年度において64人であり、令和7年度は新たに60人の申請が提出されている（令和6年10月31日現在）。

## 参 考

### 西の原中学校

#### 【現状】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
生徒数（現状）	804	853	920	950	1059	1118	1269	1346	1444	1468	1469	1448	1393	1229	1032	874
学級数（現状）	23	25	27	27	30	32	36	38	41	42	41	40	39	34	30	25

#### 【シミュレーション】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
生徒数（新設）	189	194	220	243	267	294	313	370	415	461	441	422	355	284	200	152
学級数（新設）	7	6	7	8	9	10	10	12	13	14	14	13	11	9	7	6
生徒数（分離後）	615	659	700	707	792	824	956	976	1029	1007	1028	1026	1038	945	832	722
学級数（分離後）	18	20	20	20	23	24	27	28	30	29	30	29	30	27	23	21

#### 凡例

- 過大規模校（31学級以上）
- 大規模校（25～30学級）
- 小規模校（11学級以下）

#### 【今後の生徒数の予測】

「西の原中学校」は、令和10年度から過大規模校（32学級）となり、令和14年度にピーク（42学級）を迎え、令和18年度まで過大規模校（34学級）の状況が続き、令和19年度から大規模校（30学級）となる予測である（令和20年度で25学級）。

新設校の通学区域を小学校と同じ「東の原地区」とした場合、「新設校」は、令和6年度が小規模校（6学級）、令和11年度まで小規模校（10学級）の状況が続き、令和12年度から適正規模校（12学級）となり、令和14年度及び15年度にピーク（14学級）を迎え、令和16年度（13学級）まで適正規模校の状況が続くが、令和17年度から再び小規模校（11学級）となる予測である（令和20年度で6学級）。

「分離後の西の原中学校」は、令和6年度が適正規模校（20学級）、令和10年度まで適正規模校（24学級）の状況が続き、令和11年度から大規模校（27学級）となり、令和17年度にピーク（30学級）を迎え、令和18年度まで大規模校（27学級）の状況が続き、令和19年度からは適正規模校（23学級）となる予測である（令和20年度で21学級）。

#### 【課題】

千葉県公立小中学校は学校規模別教職員配置に基づき職員が配置されるが、中学校においては、小規模校化することにより、学級担任外の教員配置が少なくなり、配置される教員のみでは全教科への指導担当の配置ができないため、円滑な学校経営に支障をきたし、きめ細やかな指導をすることが困難となる。

また、生徒にとって多様な意見に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる、部活動では種目が少なく自分のやりたい種目を選ぶことができない、学年が1クラスとなった場合、トラブル時のクラス替えができないなどのデメリットが多くなる。

なお、令和9年度には教室数が不足することから、令和7年度から8年度にかけ増築工事を予定している。工事にあたり校庭に影響のない場所を予定していることから、校庭面積は基準を満たしており、学校環境は小倉台小学校や牧の原小学校と同様である。